

四日市市こども計画について

四日市市の子ども・子育て関連計画の変遷

		平成 1 7 ~ 平成 2 1	平成 2 2 ~ 平成 2 6	平成 2 7 ~ 平成 3 1	令和 2 ~ 令和 6	令和 7 ~
四日市市	各種計画変遷	四日市市次世代 育成戦略プラン	次世代育成支援 後期行動計画	第 1 期 四日市市子ども・ 子育て支援事業計画	第 2 期 四日市市子ども・ 子育て支援事業計画	四日市市こども計画
国	法律・大綱等	次世代育成支援対策推進法 (平成 1 5 年)				
		子ども・子育て関連 3 法 (平成 2 4 年)				
		子ども・子育て支援新制度 (平成 2 7 年)				
		こども基本法 (令和 5 年)				
		こども大綱 (令和 5 年)				
県		三重県子ども条例 (平成 2 3 年)				

こども基本法に基づく「四日市市こども計画」の策定の背景について

● こども基本法の施行及びこども家庭庁の設置（令和5年4月1日）

こども基本法 目的（第1条）

この法律は、日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、**次代の社会を担う全てのこども**が、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、社会全体としてこども施策に取り組むことができるよう、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及びこども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども政策推進会議を設置すること等により、こども施策を総合的に推進することを目的とする。

法の目的を達成するため、こども施策を更に強力に進める新たな行政組織として「**こども家庭庁**」を内閣府の外局に設置

● こども基本法の6つの基本理念（第3条）

こども施策は、6つの基本理念をもとに行われます。

- | | | | |
|---|--|---|--|
| 1 | すべてのこどもは大切にされ、
基本的な人権が守られ、差別されないこと。 | 4 | すべてのこどもは年齢や発達の程度に応じて、
意見が尊重され、こどもの今とこれからにとって
最もよいことが優先して考えられること。 |
| 2 | すべてのこどもは、大事に育てられ、
生活が守られ、愛され、保護される
権利が守られ、平等に教育を受けられること。 | 5 | 子育ては家庭を基本としながら、そのサポートが
十分に行われ、家庭で育つことが難しいこどもも、
家庭と同様の環境が確保されること。 |
| 3 | 年齢や発達の程度により、
自分に直接関係することに意見を言えたり、
社会のさまざまな活動に参加できること。 | 6 | 家庭や子育てに夢を持ち、
喜びを感じられる社会を
つくること。 |



出典：こども家庭庁HP

● こども大綱（第9条）及び都道府県・市町村こども計画（第10条）

政府は、こども施策を総合的に推進するため、「こども大綱」を策定する（第9条第1項）

都道府県は、こども大綱を勘案して、「都道府県こども計画」を定めるよう努めるものとする（第10条第1項）

市町村は、こども大綱を勘案して、「市町村こども計画」を定めるよう努めるものとする（第10条第2項）

● こども施策に対するこども等の意見の反映（第11条）

こども施策を策定・実施・評価するに当たっては、こどもや養育者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じるものとする

国が示した「こども大綱」【令和5年12月22日閣議決定】について

こども大綱とは

- ◆ 「こども基本法」第9条第1項に基づく、国の大綱。
- ◆ こども施策を総合的に推進するため、国のこども施策に関する基本的な方針、重要事項等を定めたもの。

こども大綱の役割

- ◆ 全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態（Well-being）で生活を送ることができる
「こどもまんなか社会」を実現

- ◆ 国を挙げて取り組むべき、少子化の克服、こども・若者に関する施策、こどもの貧困に関する施策を一つに束ね、これらを総合的に推進



基本的な方針

- ① こども・若者は権利の主体、今とこれからの最善の利益を図る
- ② こども・若者、子育て当事者の視点を尊重し、意見を聴き、ともに進めていく
- ③ ライフステージに応じて切れ目なく十分に支援
- ④ 良好な成育環境の確保、貧困と格差の解消
- ⑤ 若い世代の生活基盤の安定、若い世代の視点に立った結婚・子育ての希望の実現
- ⑥ 施策の総合性の確保

施策を推進するために必要な事項

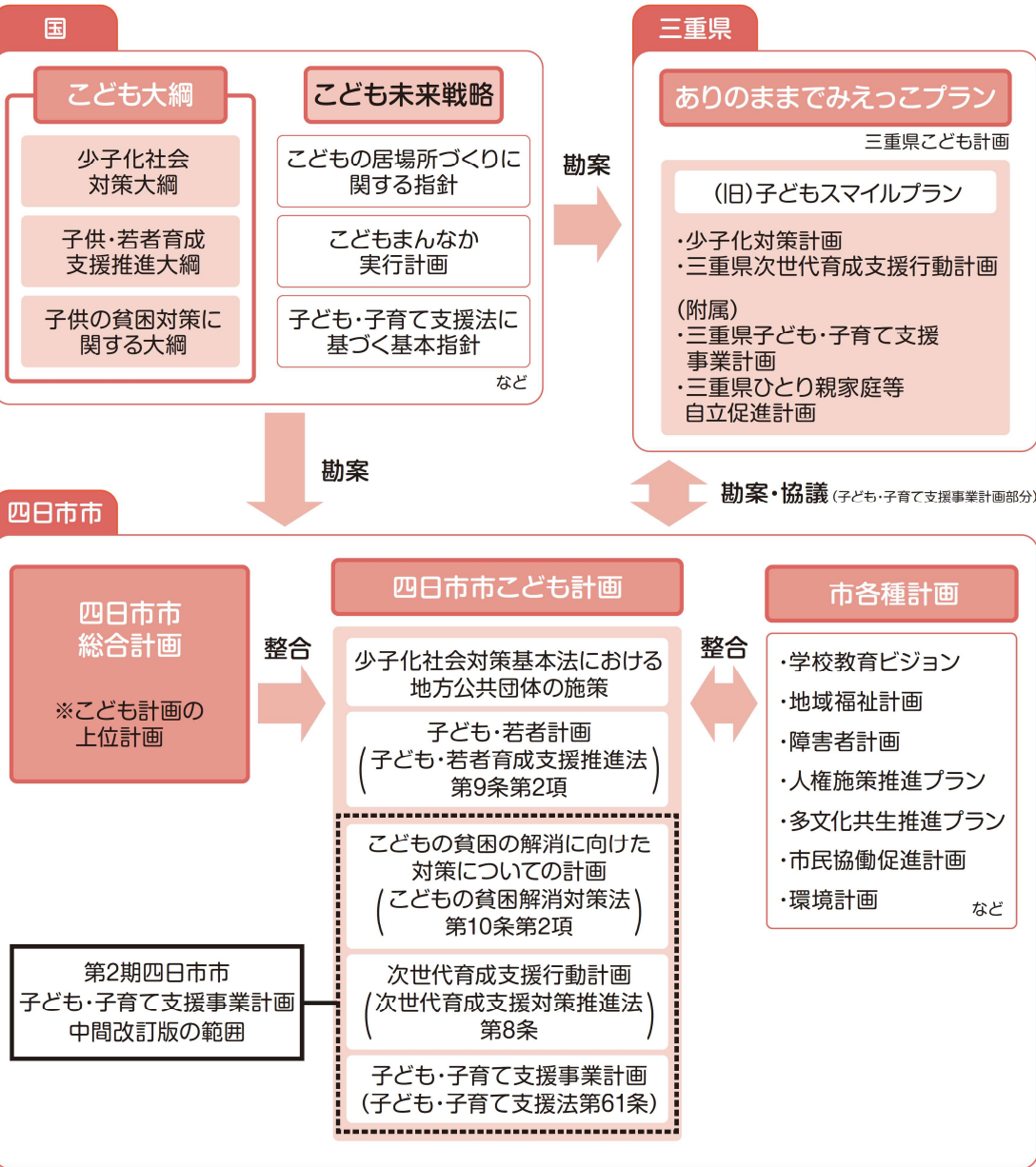
- ① こども・若者の社会参画・意見反映
- ② こども施策の基盤の整備（E B P M、人材確保・育成・支援、包括的な支援体制の構築・強化、情報発信、社会の意識改革）
- ③ 推進体制の確保（自治体こども計画の策定促進、数値目標と指標の設定、財源確保）

「四日市市こども計画」について

四日市市こども計画の位置づけ

本計画は、こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」です。なお、本計画は、「少子化社会対策基本法における地方公共団体の施策」「子ども・若者計画」「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」「次世代育成支援行動計画」子ども・子育て支援事業計画を一元化したものとして策定しています。

また、本計画の上位計画である「四日市市総合計画」をはじめ、その他各種計画との整合性を図るとともに、国の「こども大綱」、三重県の「ありのままでみえこプラン」を勘案して策定しています。



四日市市こども計画の対象期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間で。

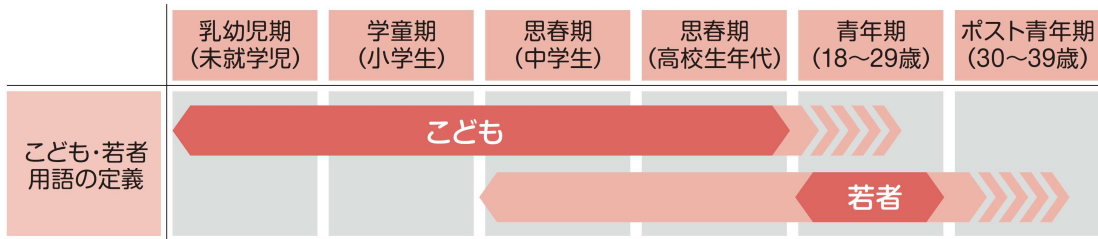
また、「こども大綱」は5年後を目途に見直しを行うこととされているため、本計画についても、5年後に見直しを行うこととしています。ただし、国等の動向や推進施策の進捗状況、社会情勢の変化を踏まえ、必要に応じて見直しを検討します。



四日市市こども計画の対象年齢

「こども基本法」における「こども」とは「心身の発達の過程にある者をいう。」とされており、18歳までといった年齢で区切るものではなく、おとなとして円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にあるものとされています。また、「若者」については、法令上の定義はありませんが、「こども大綱」では、思春期・青年期の中学生年代から概ね30歳未満(一部施策によっては40歳未満)の者とされており、「こども」と「若者」は重なり合う部分がありますが、「若者」は青年期を明確に示す言葉として用いられています。

本計画における「こども」「若者」は以下の定義を用いるものとしており、対象は本市の全てのこども・若者と子育て当事者、子育てに関わる個人・団体としますが、主に高校生年代までのこどもや子育て当事者を主たる対象としています。



基本方針

- ▶ こどもの権利が尊重され、こども自身の意見や視点が活かされたこども施策を実行します
- ▶ 地域、学校、行政をはじめとして、こどもに関わる様々な機関が連携して、社会全体でこどもの育ちを支える「こどもまんなか社会」を実現します
- ▶ 支援を必要とするこどもと子育て当事者に、確実に必要な支援が届くよう、支援の充実と支援人材の育成、切れ目なく支援がつながる環境整備に取り組めます

全世代共通

- こどもの人権尊重
- 遊びや体験の機会づくり、生活習慣の形成・定着
- こどもの貧困の解消
- 障害児や医療的ケア児等への支援
- 児童虐待防止対策と社会的養護の推進及びヤングケアラーへの支援
- 自殺対策や犯罪からこども・若者を守る取組

「こどもまんなか社会」の機運醸成

- 「こどもまんなか社会」の実現に向けた周知啓発
- こどもの意見聴き取りの推進 **PickUp**

遊びや体験の機会づくり、生活習慣の形成・定着

- こども芸術体験事業
- 体験型の幼児教育活動の充実
- こどもの生活リズム向上事業

こどもの貧困の解消

- こども学習支援事業
- 生活困窮者対策の推進

障害児や医療的ケア児等への支援

- 発達障害等早期支援事業
- インクルーシブ教育推進事業
- 障害児通所支援事業

児童虐待防止対策及びヤングケアラーへの支援

- 養育支援訪問事業
- 子育て世帯訪問支援事業 **PickUp**
- 支援対象児童等見守り強化事業

犯罪からこども・若者を守る取組

- eネット安心出前講座の充実
- 地域一体の補導活動事業

子育て当事者

- 子育てや教育に関する経済的負担の軽減
- 地域子育て支援、家庭教育支援
- 共働き・共育での推進、男性の家事・子育てへの主体的な参画促進・拡大
- ひとり親家庭への支援

地域子育て支援の充実

- 子育て支援センター事業 **PickUp**
- 第2子以降子育てレスバイトケア事業
- 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

共働き・共育での推進

- 仕事と子育ての両立ができる職場環境支援事業
- 父親の子育て参画推進事業 **PickUp**

誕生前から就学前まで

- 切れ目のない保健・医療の確保
- 成長の保障と遊びの充実

安心して妊娠・出産、育児ができる環境の充実

- 妊婦一般健康診査事業
- 妊婦等包括相談支援事業 **PickUp**
- 不妊治療医療費助成事業
- 多胎児育児支援事業

安心してこどもを預けることができる環境整備

- 保育士等人材確保事業
- 幼児教育推進事業
- 就学前教育・保育施設の再編 **PickUp**

学童期・思春期（6～18歳）

- 安心して過ごし学ぶことのできる質の高い公教育 ※「四日市市学校教育ビジョン」にて推進
- こどもの居場所づくり
- 成年年齢を迎える前に必要となる知識に関する情報提供や教育
- いじめ防止
- 不登校のこどもへの支援

多様なニーズに応じたこどもの居場所の創出

- こどもの居場所づくり事業 **PickUp**
- 学童保育推進事業 **PickUp**
- 部活動サポート事業

多様なこどもに対する多様な学びの場の提供

- 「チーム学校」推進事業
- いじめ防止に向けた取組の推進
- 不登校対策推進事業

（18歳）青年期

- 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組や、結婚を希望する人への支援、結婚に伴う新生活への支援

若者の生活基盤の安定と若者の出会いの機会の創出・結婚の機運醸成

- 若者の就労に係る支援
- マリッジサポート事業 **PickUp**



こども計画の策定に向けた主な取組

令和 5 年度実施

No.	調査名	主な目的	調査対象者	対象者数 (回答率)	調査方法	調査の 主な位置付け
①	子どもの生活実態調査	子どもと保護者をめぐる生活の状況や支援ニーズについて、当事者自身に直接尋ねることで実態を把握する。	小学5年生、中学2年生の児童生徒とその保護者	5,111件 (93.1%)	学校配付／学校回収 (11～12月)	子どもの未来応援計画（子どもの貧困対策計画）
②	【未就学保護者対象】 量の見込み等調査	子育て世帯の状況及び教育・保育、子ども・子育て支援に関する現在の利用状況及び今後の利用希望を把握し、今後の事業計画を策定するための基礎資料とする。	0～5歳児の保護者	抽出 3,500人 (68.6%)	郵送配付／郵送回収 (1月～2月)	子ども・子育て支援事業計画
③	【小学生低学年保護者対象】 量の見込み等調査		小学1～3年生の保護者	7,286人 (57.8%)	学校配付／WEB回答 (1月～2月)	子ども・子育て支援事業計画 こども大綱
④	こども施策検討に関する調査	こども計画策定にあたって、こども・若者の意見を反映した施策を検討するため、意見聴取を行う。	中学3年生 高校2,3年生	6,478人 (16.5%)	学校配付／WEB回答 (1月～2月)	こども大綱 こどもの居場所づくりに関する指針

令和 6 年度実施

No.	調査名	主な目的	調査対象者	参加者数 (欠席者数)	調査方法	調査の 主な位置付け
⑤	【子育て当事者対象】 ワークショップ	実効性のある施策を検討するため、①～④の結果が示す現状やニーズについて、より具体的な内容を聴き取り、把握する。	子育て当事者	25人 (2人)	対面	こども大綱
⑥	【高校生対象】 ワークショップ		高校生	26人 (2人)	対面	こども大綱
⑦	【中学生対象】 ワークショップ		中学生	44人 (3人)	対面	こども大綱
⑧	【関係団体対象】 ヒアリング調査	意見を聴かれにくいこども・若者と日頃から接する機会があり、信頼関係が構築されている団体を中心に、現状やニーズを把握する。	左記関係者	10団体	アンケート 及び 対面ヒアリング	こども大綱
⑨	パブリックコメント	計画（案）のパブリックコメントを実施し、広く意見を聴き取る。	市民	—	WEB、窓口配架等	—

こども計画の重点施策(一部抜粋)

基本理念「こどもと子育てにやさしいまち四日市」の実現に向け、整理した3つの基本方針のもと、次の重要事項を柱として施策を展開します。

1. 全世代共通

こどもが心身の発達過程にあり、保護者や社会の支えを受けながらも、意見表明や自己選択・決定・実現などの権利を有していることを社会全体で共有し、「こどもまんなか社会」の機運を高めていきます。また、家庭の経済状況や社会的な孤立・孤独、疾病、障害、虐待、犯罪被害など、こども・若者の置かれている環境や心身の状況などに関わらず、多様な経験ができたり、必要な支援が受けられたりする育成環境を整えます。

PickUp こどもの意見聴き取りの推進

目的・内容

より実効性の高いこども施策の実現とこどもの自己有用感の向上を図るため、市の施策に対して、こどもが意見を伝えたり、自由に相談できたりする仕組みをインターネット上に新たに設け、こどもの声が届く仕組みづくりを行うとともに、アンケートやワークショップなど、様々な手法により、こどもの意見を聴く機会の創出を図ります。

PickUp 子育て世帯訪問支援事業

目的・内容

子育てに不安を抱える家庭等に対し、その居宅を訪問支援員が訪問し、家事代行や子育て等の支援を継続的に行うことで、養育環境の改善を図ります。



2. 子育て当事者

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化など家庭をめぐる環境が変化しており、子育て当事者は、以前に比べ祖父母や近隣の人から、子育てに関する助言や支援、協力を得ることが難しい状況にあります。

そのような子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事と子育ての両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるよう、経済的な負担軽減、地域ぐるみの子育て支援、共働き・子育ての推進、ひとり親家庭への支援など、こどもの健やかな成長を支援する取組を推進します。

PickUp 子育て支援センター事業

目的・内容

子育て家庭を支援するため、施設の自由開放のほか、子育て中の親子の交流促進、子育て相談、子育てに関連する情報の提供、講習会を行います。その一環として、絵本の読み聞かせや季節の行事等、親子で楽しめるイベントを開催します。



PickUp 父親の子育て参画推進事業

目的・内容

父親の子育てへの参画機会の提供と知識の普及を行い、父親自身が自分の働き方や生き方について捉え直し、自ら行動を起こすことができる社会の実現を目指します。

父親の子育て
マスター養成講座

「よかパパひろば」の開催

「よかパパフェスティバル」の
開催

父親向け子育て情報誌の
発行



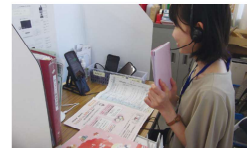
3. 誕生前から就学前まで

誕生前から幼児期までは、人生の確かなスタートを切るために最も重要な時期であり、社会全体で見守り応援することが重要です。こどもの誕生前後は、妊娠から出産、産後にかけて支援が切れ目なく継続的に実施されることが重要であるため、母子保健と医療が連携した支援の充実を図ります。また、乳幼児期の育ちをひとしく保障するため、待機児童対策をはじめ、教育・保育の質の向上や地域子育て支援サービスの充実を図ります。

PickUp 妊婦等包括相談支援事業(伴走型相談支援)

目的・内容

妊娠期から出産、子育て期まで、保健師や助産師等が面談により出産や育児の相談を行い、産前・産後に利用できる子育て支援サービスや、育児の相談ができる場所などの情報提供を行うとともに、個々の状況に応じて必要な支援につなげます。



PickUp 就学前教育・保育施設の再編

目的・内容

保育園・幼稚園・こども園における適正な受け入れ枠を設定します。
「四日市市認定こども園整備推進計画」(令和5年3月策定)に基づき、こども園への移行による就学前教育・保育施設の再編に取り組みます。
前期計画(令和5~11年度)においては、公立幼稚園のこども園化を進めるとともに、近隣保育園との統合や新園整備による再編を進めます。また、私立園のこども園への移行を支援します。

4. 学童期・思春期

学童期は、安全・安心が確保された場で、失敗を経験しながら、直面した課題に全力で取り組み、成功体験を重ね、自己肯定感を高めていくことが重要です。思春期は、自身の存在の意味、価値、役割を考え、アイデンティティを形成していく時期となります。一方で、自身に対しての様々な葛藤を抱えたり、進学・就職や家族・友人との関係、恋愛などに悩んだりする繊細な時期でもあります。そのような学童期・思春期のこどもが、自己肯定感を高めることができ、育成環境などを理由に自らの進路の選択が制約されないことがないよう、学校教育の充実や居場所づくり、心身のケアなどの取組を推進します。

PickUp こどもの居場所づくり事業

目的・内容

学校や地域、民間団体等と連携しながら、こどもの居場所を設け、こどものウェルビーイング(身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな状態)を実現します。

こどもの居場所づくり支援事業費補助金
こどもの居場所づくりサポート・コーディネート事業
多様なこどもの居場所づくり実証事業
コミュニティスクールなど地域による学習支援・体験活動
拠点的な施設の拡充に向けた検討



PickUp 学童保育推進事業

目的・内容

こどもが安全・安心な環境で放課後を過ごすことができるよう、学校施設をはじめ、学校周辺の公共施設の活用を推進するとともに、利用児童数の増加に対応した受け入れ枠拡大の支援の充実を図ります。
学童保育所指導員の研修体制の充実により保育の質を向上するとともに、指導員の処遇改善を行い、人材を確保します。
学童保育所を運営する地域の運営委員会の負担軽減を図ります。



5. 青年期

青年期の若者が、自らの適性などを理解した上で、職業や進学などの選択を行い、その決定が尊重されるよう、修学・就労支援、希望する人への結婚支援や結婚後の新生活支援、相談体制の充実などの取組を推進します。

PickUp マリッジサポート事業

目的・内容

若者の結婚に対する機運を醸成するとともに、結婚を希望する独身の人を対象とした出会いの機会を設けます。

結婚を希望する独身の人を対象とした出会いの機会の創出

結婚サポートガイダンスや相談対応

